

# 展示史料解説

## 1. 北野村絵図

昭和九年（一七七二）  
西脇家文書C21、1

北野の地は、明治時代以来、洋館の建ち並ぶモダンな町として発展してきたが、それ以前のすがたを一言でいえば稲作を中心生業とする典型的な農村だった。北野村の集落は主に山裾の高みに集まっており、集落の南側に田や畑がひろがっていた。図中に描かれている家の数は、実際の家数と同じと思われる。村の北には「御林山」と呼ばれる山を背負い、東側には旧生田川の河床がほぼ南北に流れているが、この川筋は北野村の属する撰津国八部郡と隣の兎原郡との境界をなしていた。生田川は、明治初年に付け替えられ、現在の新幹線新神戸駅付近からほぼ真南に下るかたちに大きく変化し、旧河床は、いまはフラワールードの敷地となり、地下には地下鉄も通って神戸でも有数の交通路となっている。図中、黄色に塗られた北野村の土地を横切るように白い地帯があるが、この部分は、北野村の相・給・領主・旗本片桐氏が支配していた土地で、北方の山にまで続いている。

## 2. 北野村絵図

江戸時代中期  
北野村文書14

本図も江戸時代の北野村を描いた絵図だが、作成年代の記載はない。図中、「片桐新之丞殿知行所」という記載がみられるが、旗本片桐家で新之丞を名のつた人物は、慶安〜宝永ころの当主だった之晴、宝暦・天明年間ころの当主佑賢、文化〜天保ころの当主定祥というように少なくとも三名はおり、特定は難しい。もう一つの手がかりである村役人の名前からも、北野村に関しては時期の特定が難しく、結局年代は不詳とせざるをえない。

## 3. 山本通吉丁目式丁目絵図（北野町地籍図）

明治九年（一八七六）  
西脇家文書C3

「土地台帖製造之図」と題された図。北野村は、北野町と改称されたあと、さらに山本通一丁目および二丁目となる（現在は北部が北野町となっている）。土地台帳に記載される一筆一筆の土地と実際の所在地とを対照するために、恐らく測量に基づいて製作されたものと考えられる。北野村の領域をリアルに描いた地図としてははもともとも初期のもの一つだろう。一見してわかるように、北野の地は、北西部に集中していた宅地を除くと、ほぼ全体にわたって東西方向に長辺をもつ短冊型の区画が並んでおり、いずれも田や畑との記載されている。ここから、緩傾斜地に棚田がひろ

ろがる風景を想像することが容易にできよう。「居留地」とある土地区分が見られ（二百八十五・二百八十六）るように、少しずつ外国人による宅地化が進みつつあったと思われるが、明治九年ころはまだまだ江戸時代以来の農村景観が残されていただろう。ちなみに、現在風見鶏の館が建てられている土地には、もと溜池があったことがわかる。

## 4. 北野村新開検地帳

慶長一七年（一六一二）十一月  
北野村文書16

まだ徳川家康や豊田秀頼が生存していたころのものである。表紙に「御蔵入」とあることから北野村が江戸幕府領だったころの検地帳である。検地帳にはふつう、土地一筆一筆について実地で測量がなされ、そのデータとして坪名、地種、等級、地積、石高、名請人が書き上げられるが、本帳には坪名記載はない。表題に「新開之帳」とあるが、恐らく当時存在した豊臣秀吉時代の文禄検地帳（現存せず）を古検とみなし、それ以降に開発された土地だけをまとめた帳面ではないかと考えられる。なお、本帳記載の惣石高は二三四斗三升となっており、この数値はのちの片桐領分の新田分を除く基本石高に等しい。つまり本帳の存在から、のちの片桐領二三四斗三升という枠組みが、太閤検地以降の新開地分をそのまま適用したものであることが判明し、明治時代にこの片桐領分が「新・料」と呼ばれるのもこのためだったと考えられる。なお、末尾にみえる「栃尾兵左」という代官の名がみえるが、詳細は不明である。

## 5. 北野村水帳

慶長一七年（一六一二）三月（近世中期カ）  
北野村文書12

年記上では現存する北野村の最古の史料となる。水帳とは、御帳とも書き、いわゆる検地帳である。しかし、名請人の中に享保年間の別の文書にあらわれる名前（見益）がみられることから、本帳に記載されているデータは、慶長当時のものとみなすことはできないと考えられている。表紙に「午三月吉日」とある点も、慶長一七年は子の年であり、齟齬している。ただ本帳の記載石高は二三四斗三升であり、4の新開検地帳と同様、後に旗本片桐領分となる石高と一致している。つまり本帳は享保年間前後に実施された片桐領分の検地データにほかならず、なんらかの理由でルーツともいえる慶長一七年という年号が表紙に記載されたものと思われる。

## 6. 北野村水帳

慶長一七年（一六一二）三月（近世中期カ）  
北野村文書10

表記上は5の水帳と同じく慶長一七年三月付だが、やはり「午」とあり、内容も慶長当時のものとはいえない。名請人の箇所には貼り付けられている付箋に記載されている名前が、およそ一九世紀半ばから幕末くらい他の史料にみえる名前が多いことから、本帳記載データは5の水帳よりもさらに遅い一八世紀後半から一九世紀前半あたりに求められるかもしれない。ただ、5との比較で注目したいのは坪名記載で、たとえば5で「お岩池」とある箇所が本帳では「大岩池」に変化しているなど、地名の変化ということもみるうえで興味深いデータが得られる。以上三点の検地帳は、いずれも二三四斗三升の片桐領分のものであり、北野村全体のデータは得られないが、作成時期が異なっており土地の変遷が追えるという点では、まことに貴重なものといえよう。

## 7. 北野村検地帳

寛文四年（一六六四）二月  
西脇家文書A24

北野村の領主の一人が尼崎藩青山家だったころの検地帳。文禄や慶長の検地帳が現存しておらず、幕府領となって以降の検地帳も存在しないので、事実上尼崎幕府領分の基礎的土地台帳の位置にあつた可能性がある。事実、石高の総計は一九四石九斗四升となっており、幕領となって以降の村高（新田を除く）として固定などに記載されている数値と一致している。記載内容は、地種、等級、寸法、地積と名請人で、一筆毎の石高は記されていない。また、各土地の肩には、坪名ではなく番号が記載されている。明治時代になって付けられた地番の地積と合致していないので、北野村の尼崎幕府領分では江戸時代段階から固有名詞の坪名ではなく地番が付けられていた可能性もある（片桐領分では坪名記載がみられる）。

## 8. 在々御法度之覚書

貞享二年（一六八五）一二月  
北野村文書15

北野村はいわゆる相・給・村・落で領主が二者いた。一方は二〇数石の片桐氏（大和小泉藩片桐氏↓旗本片桐氏）だが、村高の大部分（二〇〇石余）を占めるもう一方の領主は、元和三年（一六一七）より宝永八年（一七一二）までが尼崎藩（青山氏）、それ以降は幕府領であった。本史料は、尼崎藩領時代の貞享二年に藩より下された法令集である。内容は、在方の村々が守るべき禁制が中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に本史料が掲載されているように、数少ない青山氏時代の尼崎藩の史料としても貴重なものである。

## 9. 御仕置五人組帳（前書）

寛政七年（一七九五）二月

五人組とは、村や町で近隣の五戸（四戸・六戸の場合もあり）を一組として、相互監視や連帯責任を義務づける単位として編成される江戸時代の制度である。制度を徹底させるため毎年更新される五人組帳が作成され、その前文として五人組として遵守すべき法令が記され（前書）、その内容を守ることを五人組全員が請け合った部分からなっていた。本史料は、前書の部分だけが独立したもののだが、一種の雛形として村に保管されたものと考えられる。なお西脇家文書にはもう一点同様のものがある（年代不詳）。

### 10. 高札写

天和二年（一六八二）五月 西脇家文書C 1

高札は、制札ともいい、江戸幕府や領主が定めた重要法令を木製の板に書き記し、村の中心部などの高札場に掲示することで、基本法令を村人に周知させ、その遵守精神を高める効果をねらったものである。この史料は、北野村に掲げられていた高札の内容を、将棋のこまを横に長く延ばしたような五角形の木札のかたちとともに書き写したものである。内容は、いわゆる「忠孝札」や「親子兄弟札」と呼ばれているもので、領主への忠義、親への孝行を中心に夫婦兄弟がつねに仲睦まじくあるべきことや、俵約治安、喧嘩の禁止、人身売買の禁止など、雑多だが支配の根底に関わるような重要な法令である。領主は、村人にとって常日頃から姿がみえる存在ではなかったが、高札が村の中心に常時掲げられていることよって、その存在感を村人にも示すことができたのである。

### 11. 切支丹御改寺請状帳（宗門改帳）

元治元年（一八六四）三月 西脇家文書C 22

北野村に残る宗門改帳は、元治元年の片桐領分のもののみである。本帳には、当主以下家族の名前が年齢と共に書き上げられ、当主の箇所印判が捺印される。そして最後に、本帳記載の全員がキリスト教徒やその関係者ではないことを、檀那寺（浄土宗浄福寺）が請け合う文言を記して、片桐家の役人へ宛てられている。宗門改帳は、毎年更新されるが、そうしたデータの特質から事実上、村の戸籍のような役割が備わることになった。

### 12. 切支丹御改五人組誓詞帳

元治元年（一八六四）三月 西脇家文書C 23

五人組とは、組頭を勤める家を含め五戸（四戸、六戸の場合も）一組で、相互監視や連帯責任など行わせるために領主が編成したものである。この五人組を書き上げたのが、五人組帳だが、

通常五人組帳といえは、9のような前書と呼ばれる法令の遵守を五人組として請け負う形が取られるが、この北野村片桐領分に残ったものは、構成員全員がキリシタンでないことを五人組として誓う内容になっているのが特徴である。

### 13. 生田川筋新堤争論絵図

正徳六年（一七一六）六月 西脇家文書C 13

北野村と隣村生田村との間で数年来争われてきた、生田川の「新堤」をめぐる作成された絵図。本図は、その裏書きから、争論の裁定者である幕府代官所役人の現地見分に同行案内するにあたり正徳六年六月時点での係争地の現況を、双方の立ち会いのもと描いたものであることが判明する。図中央に白く描かれた（旧）生田川筋の東西両岸には黒線がひかれており、これが従来から存在する堤だが、図の中央付近両岸とも緑の線に変わっており、この部分が今回の争論の係争地である。また、水流を抑制するための装置「杵蛇籠」が堤にそって両岸に何ヶ所か描かれているが、これも係争対象であった。本絵図の特徴は、なんといっても生田川が白く描かれていることだろう。これは、当時の生田川の河床が、砂や石でほぼ全面覆われ、水流があっても途中地下に浸透してしまひ消えてしまっている様子が描かれているのが誠に興味深い。

### 14. 生田川新堤争論裁許書写

享保元年（一七一六）九月 西脇家文書A 7

北野村と生田村との間で争われた生田川の新堤をめぐる争論について、幕府の代官所が下した裁許（判決）を記したものである。両村は同じ幕府領ながら管轄代官が異なるためにそれぞれの代官所から役人が現地に下って見分したうえ、裁断を下した。双方ともに、相手方の村の川岸に築かれている堤をこれまでになかった新堤を無断で構築したと主張していたが、北野村側のもは数年前の水害で流されてしまった堤をやや岸寄りに再構築したもので、これがなくて北野村側に水害被害をもたらす恐れがあるので、基本的に今回の堤はそのままとする（一尺二寸約三〇cmほど前の堤より盛り上げた部分は削り取る）。一方、生田村側に作られたという新堤は、水行に影響がないものであり、かつこの堤がないと生田村の集落が水害被害に遭うおそれがあるので、これもこのままとする。今後、双方共に川筋に新たに手をいれることは禁止する、との裁断を下した。川の堤防構築にあたっては、片方の堤防が堅固になれば他方の岸に影響をこうむるという認識があったので、両岸の村々はお互い極めて鋭敏に事に対処したのである。なお、本帳は天保十一年（一八四〇）に作成された写本である。

### 15. 北野村山林図

安永五年（一七七六）十一月 西脇家文書C 4

かつて村の生業・生活にとって山は切っても切れない関係があった。すなわち、山で柴や草を刈り取り、堆肥や燃料、農耕牛を養う秣、屋根を葺く茅などに使用する。また近隣の町場へもこうした山からの収穫物を売りに出ることもあった。もちろん建築や様々な普請工事に使用する木材の調達も山から行った。北野村の北側にも、六甲山の山塊が迫っており、村民と山との関係はとても重要だった。但し、北野村のばあい、山の麓に近いあたりはほぼ「御林山」で覆われていた。御林山というのは、領主（多くの場合江戸幕府）直轄の山で、保安林や公的な目的で利用する木材確保のため、全国にわたって指定されていた。御林山に指定されているエリア内では、立木を切ることはおろかみだりに立ち入ることも禁じられていたが、一定の利用料を支払うことで下草を刈ることだけは認められていた。北野村には、幕府直轄の御林山ともにもう一方の領主片桐家の管轄する御林山もあった。これら御林山の奥には「御小物成山」が見える。ここはいわゆる村持ちの山で北野村が単独で利用できるエリアであるが、一定の利益が生じると判断されるため領主に対して山年貢を納める必要があった。村の北東方や北西方には「立会草山」が見えるが、これは、福原庄六ヶ村（北野・神戸・中宮・花熊・二ツ茶屋・宇治野）が共同利用するエリアである。山裾近くに鎮座する二つの神社の背後には「宮山」が見えるが、これらは鎮守の杜として村人から厚く保護されたものと思われる。本絵図は、その細密さから考えて山の区分表示が主な主題だったと考えられる。

### 16. 北野村片桐領御林山絵図

宝暦十三年（一七六三）九月 西脇家文書C 8

北野村の領主のうち旗本片桐氏の管轄する御林山を中心に描いた絵図。領主役人が北野村を見分のためやってくる際に提出したことが注記されている。場所は、天神社とそれに附属する宮山の東西隣に位置していた。比較的狭いエリアながらも、片桐領分にとっては貴重な山林だった。

### 17. 北野町持山割図

明治初期 西脇家文書C 11

御林山の奥に北野村の持山エリアがあった。ここは小物成山と総称されていたが、本図によれば東（左）から「桜ヶ谷」「東ヶ瀧」「吉根山」「山の谷」「砂連根山」「西ヶ瀧」「西山」に大きく区分されていたことがわかる。さらに山内は、帯状に小区分され壺番から五十九番までの番号が付されており、それぞれ所持者の名が

記されている(一部を除く)。三十四番が「町持」となっていることから、北野村が北野町と改称された明治初年頃の図とみる事ができる。なお、ほぼ同じ主題で所持者の名だけが欠けた絵図がもう一点残されている。

## 18. 北野村御林跡新田検地帳

享保一八年(一七三三)八月  
西脇家文書A1

御林山に指定された土地も、場合によっては農耕地として開発されることがあった。本史料に記載されている新田は、堂徳山と呼ばれる御林山を開発して畑地としたものである。堂徳山御林そのものは後年にも残っている。山裾の緩傾斜地の部分で未開発だった土地を開発したものであろう。石高的にはわずかに五石余りに止まっているが、面積は一町八反余り七四筆にわたる北野村としてはかなり大規模な新田開発だった。なお、ここでも坪名ではなく地番が一筆毎に付けられている。

## 19. 御林木数下改帳

寛政五年(一七九三)四月  
西脇家文書A3

御林山の管理は嚴重で、時には山内の立木すべての数を改めることさえあった。北野村の幕府御林山については寛政五年の下改帳が残っていた。これによれば、六ヶ所ある幕府御林山には松が三五三六本生え、長さ二〜三尺の苗木が四七九本生えていると報告している。ほかにも木の特徴は、地形が峻険で、かつ花崗岩の風化のためか砂利がちであるため木の生長が悪く、曲がった木や節だった木が多いので「御用木」としてはあまり期待できないと説明している。なお旗本片桐領の御林山でも立木改めが実施されており、その改帳が西脇家文書に残されている。

## 20. 御林山山番一札

安政五年(一八五八)二月八日  
西脇家文書B94

領主(幕府)の管轄する御林山を盗伐から防ぐため、村では番小屋を設け、五人の山番人をその任に当たらせた。本史料から番人は一年交替だったことがわかる。本史料では、前任者らに過失がなかったことを確認するとともに、新任者たちも真摯に山番を勤めることを誓っている。

## 21. 郡境山境草山出入裁許絵図

享保一一年(一七二六)一〇月一九日  
西脇家文書C14

享保八年(一七二三)いろいろ撰津国鬼原郡葺屋庄(東側)と

同国八郡郡福原庄(西側)との間で争われてきた郡の境界と草山の境界争いについて、当時の大坂城代と大坂東西両町奉行が裁定を下した。郡境については、葺屋側が生田川の西側の堤根と主張するのに対し、福原側は生田川の中央部が境目であり証拠書類もあると主張している。この点の裁定は、ほぼ福原庄側の主張が認められている。またこの争論では、中一里山とよばれる六甲山中の草山の境界をめぐるも両庄の間で争われている。中一里山とは、六甲山地の北側に位置する丹生山田庄に所属している山地で、ここでは六甲山南麓の村々が「庄」単位で一定領域の独占的な利用を行い、その利用料として山田庄に各「庄」から「山手米」が支払われていた。しかし、山中のことであり、確定してはいたはず各庄の利用境界も、時間の経過とともに不明となつてゆき、隣の庄同士で、その利用境界をめぐる争いがおこるようになったのである。この争論では、双方の主張の根拠が曖昧だったこともあって、結局生田川最上流部の一定領域を両庄の入会(共同利用)と裁定することによって、いちおうの解決がはかられたのである。本図は、表に係争地域を精彩な絵図にあらわし、裁定の内容を図示するとともに、裏にその裁定内容が文字で記されている。もとより測量に基づいたものではないが、川筋や尾根筋の形などは驚くほど実際の地形に似せて描かれており、裁定者である幕府役人がきわめて厳密な实地見分をおこなって、裁定するに至ったことがうかがえる。図中、生田川(現在のフラワーロード)の河床が白く描かれているが、これは河床のほぼ全面を石が覆い、水流がほとんど地表にあらわれない様子を物語っている。

## 22. 郡境山境草山出入につき返答書

享保八年(一七二三)一〇月二二日  
西脇家文書B95

享保一一年(一七二六)に裁許がくだった郡境山論草山争論は、生田村をはじめとする葺屋庄三ヶ村(生田・熊内・中)が原告となつて訴状が提出されたが、本状はその反対弁論として福原庄六ヶ村(北野・花熊・宇治野・神戸・二茶屋・中宮)が提出した返答書の写しである。葺屋側の争点に対して一点一点反論している。同時に証拠書類も提出された模様で、自らの権益にもかかわることから徹底した抗弁を行っている。

## 23. 北野村年貢免定

天明四年(一七八四)一〇月  
西脇家文書B119

年貢免定とは、年貢割付状ともいい、領主がその年の年貢高の支払いを村に通過したものである。年貢の内容は、田畑など土地に賦課される本途物成と雑税である小物成とに大別され、基本的に米と銀(上方における基本通貨)とで納めることが求めら

れている。年によって災害などによる控除分が算定されることもある。期限はたいはいのばあい極月(一二月)で、村はこの免定に交付をうけて、村内での割り付けを行うとともに、期限までに何度かに分けて年貢を納める。本史料は、幕府が発給した免定だが、かなり余裕をもって書かれているため実には長大なものとなっている。青木楠五郎は幕府の代官。

## 24. 北野村年貢皆済目録

嘉永四年(一八五〇)三月  
西脇家文書B66

多くの場合三月に発給される年貢皆済目録は、その前年の年貢が免定によって通過されていた上納額すべてが完済されたことを領主が確認したことを村に通過したものである。皆済目録には、免定に記載のない付加税などが加わっているなど若干の差額が生じているが、方法や納入先などの上納実績などの記載に重点がおかれている。ちなみに、「定納物」として挙げられている小物成については、北野村はこのころもとも記載が多くなつており、水車や酒樽、素麺など農業以外の職業に従事する村民がいたことを示している。

## 25. 北野村年貢免定

万延元年(一八六〇)一一月  
西脇家文書B133

北野村の一方の領主、旗本片桐家は、わずかに二七石余りだけといえれつきとした一人の領主だった。同家による北野村支配は寛永年間より幕末まで二四〇年の長きにわたるものだったのである。片桐家も北野村に対し毎年年貢免定を発行し、村もそれに応えてきた。旗本片桐氏本人は江戸に常住していたが、領地のすべては上方(大和国、河内国、摂津国)にあつたため、領地支配のための陣屋(役所)を大和国添下郡豊浦村(現大和郡山市)に置いていた。免定はこの豊浦役所より通達されていたのである。

## 26. 北野村年貢免定

明治元年(一八六八)一〇月  
北野村文書4

年貢收取の方式は、政権が江戸幕府から明治新政府に移つても基本的には踏襲された。幕府領は、そのまま新政府に接收されたため、西撰地方の幕府領を引き継いだ兵庫県から免定が発給されている。基本的には幕府領時代としくみは変わっていないが、全体的に簡略なものになり、さらに小物成がみられなくなつていくなどの変化もうかがえる。ちなみに、差し出し人の「伊五位」とは、兵庫県の初代知事となつた伊藤博文のことである。

## 27. 免定御下げにつき願書

文政一二年(一八二八)八月一日  
西脇家文書B 193

北野村の大部分は江戸幕府の直轄領であるが、実際に支配を担当しているのは、勘定奉行所配下の代官だった。西脇地域に位置する当村は、大坂におかれていた代官所(谷町代官所か鈴木町代官所)の支配を受けていた時期が多かったが、時に他所にある代官所の支配を受けることもあった。本史料は、京都に置かれていた代官所(代官小堀主税)の支配を受けることとなった北野村を含む八郎郡の九ヶ村が、ほんらい各村ごとに受け取るべき年貢免定を、遠方であることを理由に九ヶ村の「組合惣代」(代表者のこと)がまとめて受け取ることを代官に願ったもの。

## 28. 田畑砂入帳

寛保二年(一七四二)六月  
西脇家文書A 33

生田川はふだん水流も少なく、河原は上流から流されてきた砂や玉石で覆われていたが、いざ大雨が降るとたちまち洪水が発生し、ひどいときには河床から水があふれて、流域に大きな被害をもたらした。北野村も例外ではなく、川に近い場所にある田畑はしばしば水害に遭った。本史料が作成された寛保二年の二年前の元文五年(一七四〇)に起こった水害で北野村の田畑が大きな被害にあったが、その復旧を進めつつあったこの寛保二年にまたまた洪水が発生して、せっかく復旧しつつあった田畑が再び被害に遭ってしまったのである。被害は、「砂入」という田畑に土砂が流入した状態、「水押」という田畑が水に押し流された状態に分けて、リストアップされている。

## 29. 北野村年貢免定

享保一七年(一七三二)一月  
西脇家文書B 104

毎年決まった時期に発給される年貢免定は、一見記事内容の変化がなく単調なものに思えるが、よくみると実際には年ごとの変化がうかがうこともできる。この免定は、北野村に残るものも古い年貢免定の一つだが、実は歴史的に重要な情報が記載されている。すなわち、「当子虫(とむし)付水損」という記載がそれで、これは江戸時代の三大飢饉のひとつ享保の大飢饉のきっかけとなった稲を食べる虫(ウンカ)説が有力)の大発生がここの北野村でも見られたことをしめしており、当地ではさらに大水害も発生し、農地が多大な被害を被ったことも判明する。

## 30. 百姓貯夫食御下穀困高帳

天明八年(一七八八)  
西脇家文書A 23

松平定信による寛政改革で打ち出された重要な経済政策の一つに

米の徹底化がある。これは異常気象が原因で発生した長期的な冷害によりおこった天明の大飢饉(天明二〜八年)がきっかけとなり、東北地方を中心とする農村で餓死者を多く出し、全国的に一揆や打ちこわしが激発したことから、そうした状況への対策として取られた施策だった。村の公的な土蔵である郷蔵などに米を備蓄することはそれまでにもあったが、備荒貯蓄(飢饉に備えて米や貨幣を蓄えておくこと)を全国的に徹底化を図ったのが寛政改革においてだった。北野村でも天明八年から麦や米(粃)・あらめ(海藻)、茶を毎年一定量貯蓄していた。本史料によれば、村では嘉永元年(一八四八)までに七石八斗四升の米を備蓄していた。この米は村が貯蓄したものではあるが、備蓄米所有者は領主であると認識されていた。したがってこの貯蓄高とは別に「別圃」として二石六斗余の米を村で備蓄していたようである。米は毎年新米に詰め替えられ、凶作だった年には「廿分一御下穀」としてその年の貯蓄分から二〇分の一以下(だいたい四〇分の一程度)が飯米用に下付されていた。さらにひどい凶作の年には、貯蓄全ての貸し下げを申請し、五ヶ年賦で返済(郷蔵に詰め戻す)するなどの運用がはかられていたのである。

## 31. 天神什物帳

天保一五年(一八四四)二月  
西脇家文書A 12

本史料は、天保年間の北野天満神社の所有物を書き上げたものである。しかし、生活用品以外に目立つのは仏教関係のものと思われる物品である。かつて神祇信仰は、仏教と密接に結びついており、それを神仏習合といった。神社の守を社僧と呼ばれる僧侶が行ったり、寺院の境内に神社が鎮座していることはごく普通のことだった。詳細は知られないものの、北野村の氏神である北野天満神社には社僧がいたものようで、本史料の表紙にみえる「伯玄」なる僧名を持った人物がそれである。明治時代以降、神仏分離政策のもと、廃仏毀釈運動が起り神社から仏教色が排除されたため、今日の神社に仏教的要素をほとんどみることができない。

## 32. 外国人への土地貸与契約書

明治三年(一八七〇)一月二二日  
西脇家文書C 20

北野村百姓吉左衛門がイギリス人「ジョン・ギルリン・ハム」と交わした地所貸し渡し契約書。一五五坪の土地一箇所を一坪あたり金三朱、一年間の約束で契約している。この土地はその後、明治一二年(一八七九)に西脇家が買い受けたため同家文書中に残ることになったのである。一方、借地権も明治三〇年(一八九七)に、ギルリン・ハムからアメリカ人のヘンリー・E・リースなる人物に譲渡されていることが注記されている(翌々年ヘンリー死亡

により妻に譲渡)。文書は、英文と日本語とが一枚の紙の両面に記されており、封緘が使用されている。北野村の土地が外国人に貸与された例としてもかなり早いもの一つと考えられる。

## 33. 外国人への土地貸与契約書

明治二七年(一八九四)四月一日  
北野村文書9.1

西脇家とイギリス人「ペシー・アルフレッド・ニコル」との間で交わされた契約書。一六五坪の土地を、借地料一坪一ヶ月四錢五厘、二五年期間で契約している。この地所の借地権は、一八九六年にドイツ人内海水先案内人「マーチン・クリスチアン・セラダー・ヴォラート」に譲渡され、さらに一八九八年にはドイツ領事館員「ウィルヘルム・スタインシュ」へ譲渡されている。

## 34. 外国人への土地貸与契約書

明治二七年(一八九四)六月一日  
北野村文書9.2

西脇家とアメリカ人「シンネター・デー・ペリニー」との間で交わされた契約書。三〇九坪余り(一部他家の土地を含む)、借地料年一六七円一錢、二五年期間で契約している。また一九〇〇年にはペリニーの妻に借地権譲渡されている。

## 35. 北野町古料年貢免状

明治七年(一八七四)五月  
北野村文書3

明治維新後も、貢租は年貢免状によって村に通知され、村請のあたりで、政府に納められていた(明治八年)。ただ、北野村の場合、明治五年の免状から「北野町」と名義が変わっている。これは、周辺村々が合併して神戸町となり、北野村はその一部の「北野町」となったためであったが、この変更は、単なる名称だけの変更ではなく、貢租の内容についても大きな変化がみられた。すなわち、「町」となったことにより、村域の土地の全てが市街地となったとみなされ、村請としての貢租は、かつての小物成に相当する分以外はなくなったのである。明治五年には四五円余りだった貢租合計は、本状ではわずか八円余りと大幅に減少している。これは新政府が進めてきた政策である地租改正と大きく関わっているが、租税を土地所有者個人で納める形が、村請制が完全に廃止される前に、北野村・北野町では実質的に取られていたのである。

(文責:木村修二)